

公 告

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 小澤 亮佑

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 入札に付する事項：(1) 件 名：小松基地航空祭における交通誘導警備等の役務 外
令和8年9月26日（土）0600～1600（小松基地外）
(2) 履 行 期 間：令和8年9月26日（土）2100～27日（日）1700（小松基地外）
令和8年9月27日（日）0530～1530（小松基地内）
(3) 履 行 場 所：航空自衛隊小松基地及び基地外
- 2 競 争 参 加 資 格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」のD等級以上の格付をされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班
- 4 入 札 場 所：航空自衛隊小松基地会計隊入札室
(当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。)
- 5 入 札 日 時：令和 8 年 8 月 10 日 13時30分
- 6 保 証 金：(1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 7 入 札 の 無 効：2の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 入 札 方 法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 契約書等作成の要否：要
- 10 決 定 方 法：総額
- 11 契 約 方 法：確定
- 12 郵便入札の許否：許
郵便入札を希望する者は担当へ連絡のうえ、令和8年8月7日17時までに小松基地会計隊に必着のこと。
(入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。)
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになりますのでご了承ください。
- 13 説 明 会：無
- 14 受 付 付：入札に参加を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。
連絡先：会計隊契約班 担当：熊谷
電話番号 0761-22-2101（内線239）

入 札 書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和8年8月10日

住 所
契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿
会 社 名
代表者名
代 理 人

入 札 金 額(税抜) ￥ _____

履 行 期 間	令和8年9月26日(土)0600～ 1600(小松基地外) 令和8年9月26日(土)2100～27 日(日)1700(小松基地外) 令和8年9月27日(日)0530～ 1530(小松基地内)	履 行 場 所	航空自衛隊小松基地及び基地外		
品 名 (件 名)	規 格	入 札			
		単 位	数 量	単 価	金 額
小松基地航空祭における 交通誘導警備等の役務	仕様書のとおり	式	1		
小松基地航空祭における基 地内交通誘導警備等の役務	仕様書のとおり	式	1		
	ー以下余白ー				
備 考	入札金額は税抜金額を記入				

委 任 状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 小松基地航空祭における交通誘導警備等の役務 外

令和8年8月10日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

内 訳 書

品 名 (件 名)	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
小松基地航空祭における交通誘導警備等の役務					
(内訳)					
管理者責任者	仕様書のとおり	人	3		
連絡統制責任者	仕様書のとおり	人	3		
2級検定合格警備員	仕様書のとおり 交通誘導警備	人	38		
警備員 (資格不問)	仕様書のとおり	人	129		
物件費	仕様書のとおり	式	1		
交通費	仕様書のとおり	式	1		
諸経費	仕様書のとおり	式	1		
				小計	
小松基地航空祭における基地内交通誘導警備等の役務					
管理者責任者	仕様書のとおり	人	1		
2級検定合格警備員	仕様書のとおり 交通誘導警備	人	4		
警備員 (資格不問)	仕様書のとおり	人	40		
物件費	仕様書のとおり	式	1		
交通費	仕様書のとおり	式	1		
諸経費	仕様書のとおり	式	1		
				小計	
				合計	
	ー以下余白ー				

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書	
品 名 又は 件 名	小松基地航空祭における交通 誘導警備等の役務	小 松 基	安－1
		承 認	令和8年7月16日
		作 成	令和8年7月14日
		改 正	
		作成部隊名	第6航空団司令部
1 総則			
1.1 適用範囲			
本仕様書は、小松基地航空祭（以下「航空祭」という。）用に設定した基地周辺道路及び基地外の来場者等駐車場（以下「基地周辺道路等」という。）の交通誘導警備等の役務について適用する。			
1.2 用語及び定義			
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次のとおりである。			
1.2.1 基地外			
防衛省航空自衛隊小松基地の敷地外をいう。			
1.2.2 基地周辺道路等			
基地外の周辺道路（県道、市道、農道等）及び基地外に設置する来場者等駐車場をいう。			
1.2.3 交通誘導警備等			
警備業法に規定する人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務のほか、駐車場内における車両の誘導、違法駐車 of 防止及び移動要請業務等をいう。			
1.2.4 資格者配置場所			
危険を防止するため、警備員等の検定に関する規則に規定する資格を有する者の配置が必要であると認める場所をいう。			
1.2.5 有資格者			
警備員等の検定等に合格し、必要な資格を有する者をいう。			
1.3 引用法令等			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。			
a）警備業法（昭和47年法律第117号）			
b）労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）			
c）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）			

2 役務に関する要求

2.1 役務概要

契約相手方は、航空祭用に設定した基地周辺道路等を安全かつ円滑な運用を目的に交通誘導警備等を履行するものとする。

a) 役務履行日時

令和8年9月26日(土) 0600～1600

令和8年9月26日(土) 2100～27日(日) 1700

b) 役務履行場所及び配置人員(基準)

役務履行場所及び配置人員は別紙第1による。

ただし、役務履行場所及び配置人員は状況により変更する。

2.2 細部役務内容

細部役務内容は、次による。

- a) 別紙第1に示す、役務履行場所に、交通規制要員、基地周辺道路誘導要員、各地区駐車場及び駐輪場要員を充てるものとし、官側が示す場所に配置するものとする。
- b) 役務履行場所における交通誘導警備等に従事する要員の業務内容は、別紙第2のとおり。
- c) 交通規制要員、基地周辺道路誘導要員、各地区駐車場及び駐輪場要員を統制する管理者責任者及び各駐車場又は駐輪場間の連絡体制を図るための人員(以下「連絡統制責任者」という。)を基地外統制本部に1名ずつ置くものとする。
- d) 基地周辺道路、各地区駐車場及び駐輪場の勤務者の中から責任者等を指定し、勤務者名簿に示すものとする。
- e) 役務履行場所において官側が特に指示する場所には、有資格者を配置するものとする。
- f) 連絡統制責任者は、30分毎に各駐車場における駐車台数及び各駐輪場における駐輪台数を確認し、その都度、基地外統制本部の監督官へ報告するものとする。
- g) 基地内共通事項
契約相手方は、本役務の履行に際し、法令及び基地で定めた規則を遵守し行動するものとし、次の事項を遵守するほか、細部は、監督官及び検査官の指示に従うものとする。
 - 1) 基地及び基地施設への立入に関し、監督官を通じた所要の手続きの実施
 - 2) 基地内において、監督官が示した場所以外への立入の厳禁
 - 3) 基地内で知り得た情報の第3者への漏洩の厳禁
 - 4) 監督官が許可した場合以外の基地内の写真撮影の禁止
- h) その他
契約相手方は、本役務の履行に際し、次の事項等を実施するものとする。
 - 1) 役務の実施に際して必要な資器材等(車両等及び通信機含む。)の準備

- 2) 役務の実施に際して必要な保険への加入
 - 3) 労働基準法に基づき、労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を含むものとする。また、休憩時に勤務を要する人員及び休憩所は、契約相手方で準備すること。
 - 4) 一般来場者と選別するための帽子及び腕章の装着
 - 5) 携帯無線機等による、各役務履行場所に配置された者との間の適切な連絡の確保
 - 6) 役務の実施における、第3者とのトラブル等の防止努力
 - 7) 役務の実施における、第3者との事故等発生時における責任ある対処及び監督官への報告
 - 8) 日本国籍を有する者の採用
 - 9) 各要員への事前教育
- 3 監督・検査
- 監督官を役務履行場所に配置し、要求事項及び実施計画に合致しているか否かを監督する。検査官は、役務完了届の確認をもって検査するものとする。
- 4 その他の指示
- 4.1 提出書類
- 提出書類は、次による。
- a) 契約相手方は、監督官と事前に細部調整を実施し、役務細部実施要領等について「実施計画書」（勤務者名簿、有資格者証明書の写し及び組織図は必須）を監督官の指示する日時までに提出するものとする。
 - b) 役務完了届
- 契約相手方は、本役務が完了した時には、速やかに「役務完了届」（別紙様式）を監督官に提出するものとする。
- 4.2 その他必要な事項
- 本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

別紙第 1

役務履行場所及び配置人員（基準）

1 9月26日（土）0600～1600

NO	役務履行場所	配置人員	備考
1	基地外統制本部 (小松基地内)	管理責任者：1 連絡統制責任者：1	
2	小松基地周辺道路	交通規制要員：10（5） 資格は2級検定合格警備員	付紙第1
合計		12（5）	

2 9月26日（土）2100～27日（日）0400

NO	役務履行場所	配置人員	備考
1	基地外統制本部 (小松基地内)	管理責任者：1 連絡統制責任者：1	
2	小松基地周辺道路	交通規制要員：18（9） 資格は2級検定合格警備員	付紙第2
合計		20（9）	

3 9月27日（日）0400～1700

NO	役務履行場所	配置人員	備考
1	基地外統制本部 (小松基地内)	管理責任者：1 連絡統制責任者：1	
2	小松基地周辺道路 (小松駅周辺含む)	交通規制要員及び基地周辺 道路誘導要員：88（20） 資格は2級検定合格警備員	付紙第3
3	鉄工団地駐車場	駐車場要員：31（2） 資格は2級検定合格警備員	付紙第4
4	北側防衛省用地等周辺 駐車場	駐車場要員：20（2） 資格は2級検定合格警備員	付紙第5
合計		141（24）	

注1：管理責任者の資格は、1級検定合格警備員とする。

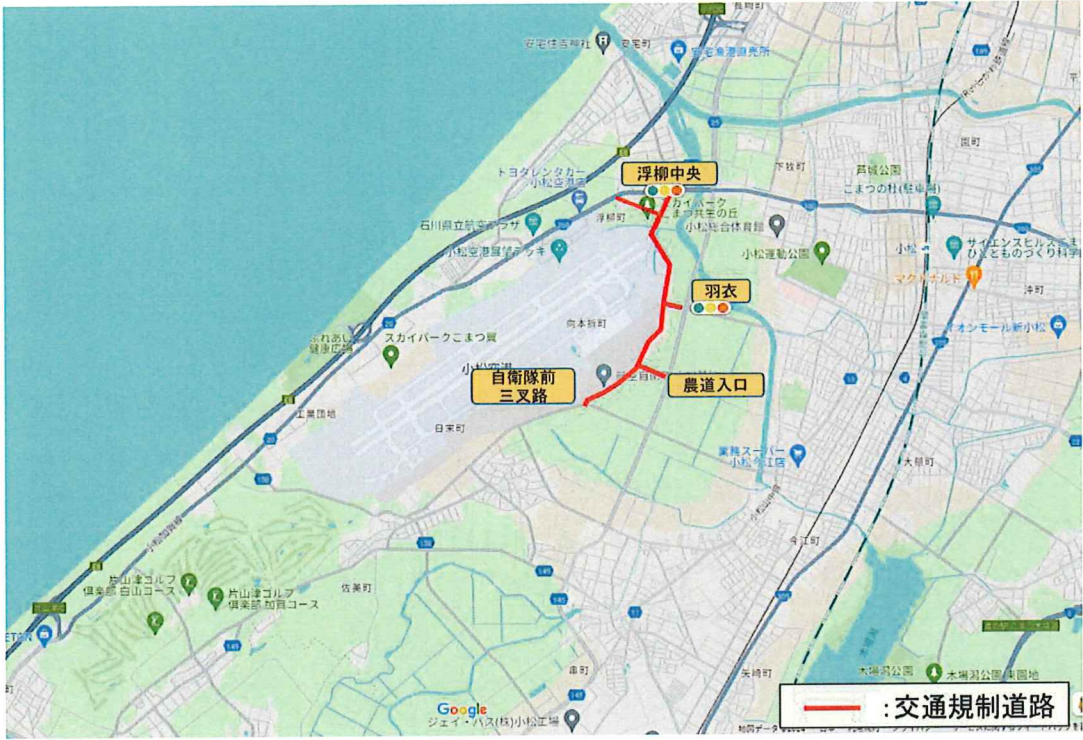
注2：配置人員のうち、（ ）内は有資格者の配置数であり内数とする。

注3：役務履行場所の増減により、配置人員に変更が生じる場合がある。

業務内容

役務従事者	業務内容
管理責任者	1 全般統制（役務警備員に限る。） 2 監督官との調整 3 役務完了通知の提出 4 その他、監督官からの指示の履行及び各地区における役務履行状況の確認
連絡統制責任者	1 各役務履行場所に配置された役務警備員との連絡及び調整 2 役務履行場所の指定時間ごとの駐車台数の掌握及び監督官への通知
小松基地周辺道路要員	1 基地周辺道路の交通誘導警備等の実施 2 交通規制範囲内における違法駐車の防止及び移動要請 3 駐輪場の交通誘導警備等の実施 4 交通規制範囲のごみ収集 5 監督官が指示した看板及び資材の設置及び撤収 6 その他、監督官からの指示の履行
鉄工団地駐車場要員	1 担当駐車場又は駐輪場の出入口周辺及び駐車場又は駐輪場内の交通誘導警備等の実施 2 担当駐車場又は駐輪場の駐車台数の掌握及び通知
北側防衛省用地等周辺駐車場要員	3 担当駐車場又は駐輪場及び周辺道路の混雑状況に応じた対処 4 担当駐車場又は駐輪場内のごみ収集 5 監督官が指示した看板及び資材の設置及び撤収 6 その他、監督官からの指示の履行

小松基地周辺道路（10名）



小松基地周辺道路（18名）



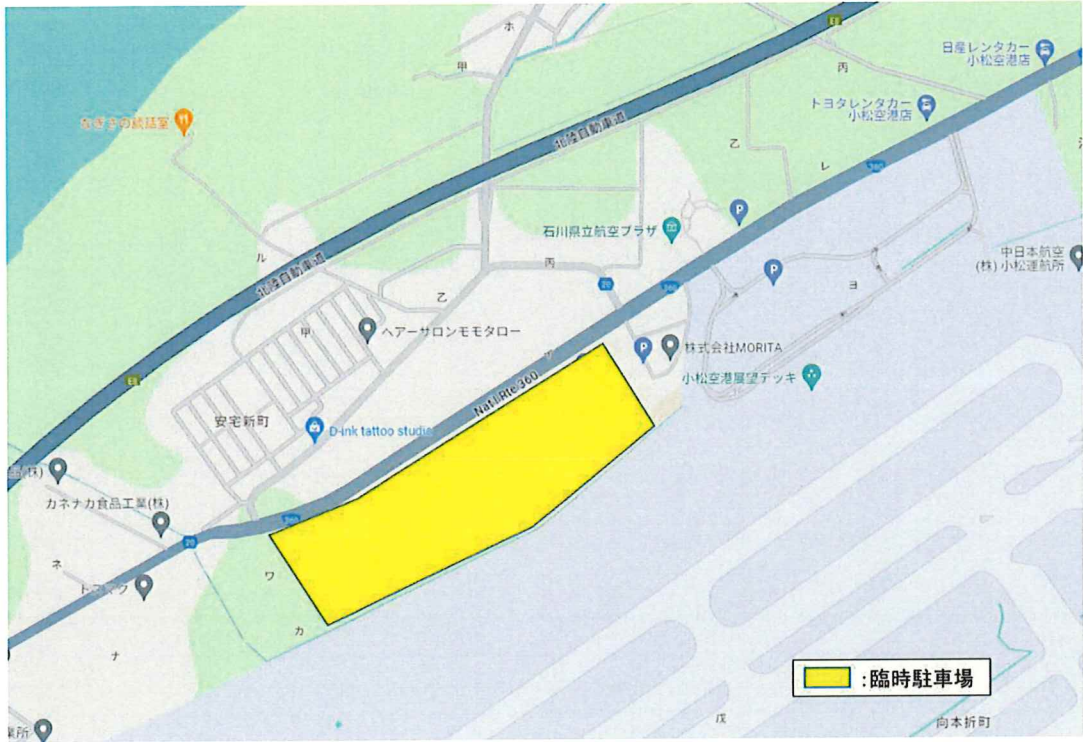
小松基地周辺道路（86名）



鉄工団地駐車場（31名）



北側防衛省用地等周辺駐車場（20名）



別紙様式

役 務 完 了 届

交通誘導警備等役務に関し、異状なく完了したことを報告する。

令和 年 月 日

会社名

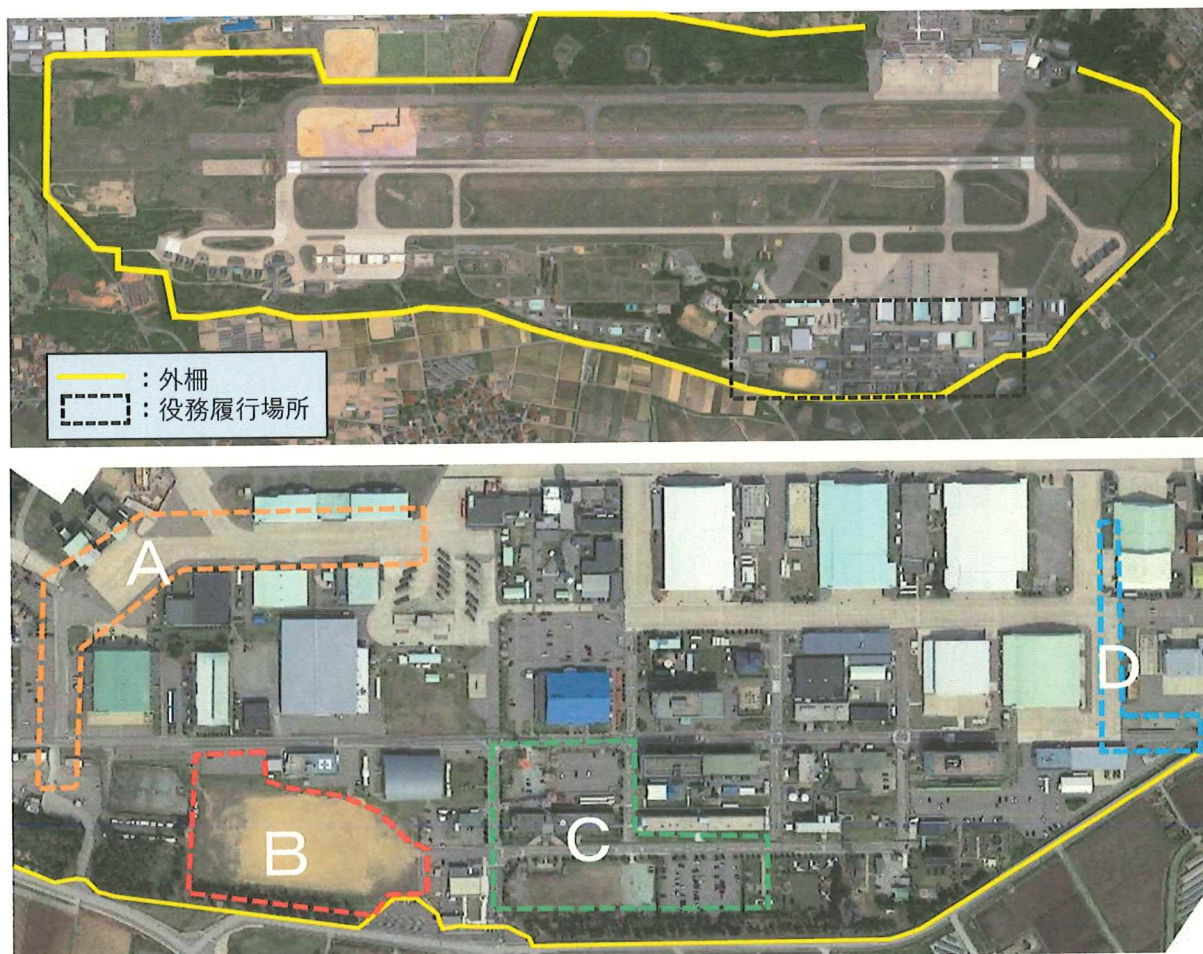
代表者

印

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
品名 又は 件名	小松基地航空祭における基地内交通誘導警備等の役務	小松基	管-X005
		承認	令和8年7月8日
		作成	令和8年6月3日
		改正	
		作成部隊名	第6航空団 管理隊
1 件名 小松基地航空祭における基地内交通誘導警備等の役務 2 履行場所 航空自衛隊小松基地 3 履行期間 令和8年9月27日（日）0530～1530 小松基地航空祭（令和8年9月27日（日）開催）の基地内交通誘導員の勤務時間は、0530～1530までとする。なお、労働基準法に基づく休憩を含むものとし、休憩等人員の交代に関する細部勤務要領については官側との調整によるものとする。 4 用語の定義 この仕様書に用いる用語は次のとおりである。 (1) 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。 (2) 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。 (3) 検査官等 検査官及び監督官をいう。 (4) 基地内交通誘導 警備業法に規定する人及び車両を安全かつ円滑に通行させ、危険場所における事故発生の防止業務をいう。 5 引用法令等 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。 (1) 警備業法（昭和47年法律第117号） (2) 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号） (3) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号） 6 役務概要 令和8年9月27日に実施する小松基地航空祭における基地内交通誘導業務役務履行場所及び配置人員は、別紙第1による。 7 実施事項 契約業者は、関連法令を遵守し、別紙第2により基地内交通誘導業務を実施する。			

役務履行場所及び配置人員（基準）

1 役務履行場所



2 配置人員

No	役務履行場所	配置人員
1	基地内交通統制 小隊本部	管理者責任者：1名 連絡統制責任者：1名※（※管理者責任者と兼務）
2	A分隊	連絡統制責任者：1名※（※分隊員と兼務） 分隊員：10名（2級検定合格警備員1名含む。）
3	B分隊	連絡統制責任者：1名※（※分隊員と兼務） 分隊員：20名（2級検定合格警備員1名含む。）
4	C分隊	連絡統制責任者：1名※（※分隊員と兼務） 分隊員：11名（2級検定合格警備員1名含む。）
5	D分隊	連絡統制責任者：1名※（※分隊員と兼務） 分隊員：3名（2級検定合格警備員1名含む。）
合計		45名

注1：管理者責任者の資格は、1級検定合格警備員とする。

注2：役務履行場所の増減により、配置人員に変更が生じる場合がある。

業務内容

1 管理者責任者

基地内交通誘導における全般の統制を実施するため、管理者責任者を基地内交通統制小隊本部に置き、官側と連携し業務の円滑化を図る。

2 連絡統制責任者

役務履行場所における統制を実施するため、連絡統制責任者を各役務履行場所に置き、各役務警備員との連絡、指定時間ごとの駐車台数の掌握及び報告を管理者責任者へ報告し、基地内交通誘導の円滑化を図る。

3 基地内交通誘導員

- (1) 航空祭来場者（歩行者及び車両等）交通誘導
- (2) 担当駐車場等の駐車台数の掌握及び報告
- (3) 各役務履行場所の混雑状況に応じた柔軟な対応及び周辺道路の統制
- (4) 監督官が指示した看板及び資材の設置及び撤収
- (5) その他、監督官からの指示に対する適切な履行

4 人員の配置

- (1) 契約業者は、人員の配置等、委託業務の履行に必要な輸送を実施するものとする。
- (2) 契約業者は、航空祭当日の配置を履行期間に示す基地内交通誘導開始時まで完了するものとする。
- (3) 休憩時間については労働基準法に基づく時間とし、食事休憩を含むものとする。
また、人員の休憩時間等に係る交代要員については、契約業者で準備するとともに、必要に応じて官側と協議する。
- (4) 付図に定める人員は、来場者の増減等により官側と協議の上、拡大縮小することができる。
- (5) 服装及び装具
 - ア 契約業者は、役務の履行に必要な制服及び装具を準備するものとし、事前に官側の確認（写真可）を受けるものとする。
 - イ 交通誘導における立入禁止措置、誘導看板及びチェーンバリカ等は、官側が準備する。その他必要な資材は、官側との調整によるものとする。

5 その他

(1) 調整会議

契約業者は、契約締結後から航空祭実施日までの間に、官側が実施する会議に参加するものとする。

(2) 事前教育

契約業者は、航空祭実施日以前に実施した調整会議において確認調整した内容及び細部実施要領を配置させる要員に対して教育し徹底させるものとする。

(3) 提出書類

ア 契約業者は、契約締結後速やかに官側と調整した上で当該業務に係る計画書

を作成し、官側に提出するものとする。

イ 計画書記入事項

- (ア) 当該業務の概要
- (イ) 要員の配置場所、人員及び任務計画表
- (ウ) 要員の住所、氏名及び連絡先

ウ 契約業者は、業務終了後、役務完了届（別紙様式）を速やかに提出するものとする。

(4) 業務の委託

契約業者は、官側が認めた場所を除き、業務を第三者（グループ会社、関連及び関係会社を除く。）に委託してはならない。

(5) 施設の使用

契約業者は、委託業の実施上必要な施設等を、官側の確認を受け使用することができる。また、使用後は清掃を行い、官側の確認を受けるものとする。

(6) 入門申請

ア 契約業者は、小松基地内に入門する者の所属、氏名、車種、車両の色及び車両ナンバーを事前に提出するものとする。

イ 小松基地内の駐車場には限りがあるため、50台以内とする。ただし、限度を超える場合は官側との協議による。

(7) 事故発生時の処置

委託業務実施中に発生した事故等の責任は、契約業者が負うものとする。

(8) 安全・衛生

ア 契約業者は、業務従事者に対して仕様書の内容を十分に徹底させる。

イ 契約業者は、業務従事者の風紀、規律、安全及び衛生について管理監督を行う。

ウ 契約業者は次の事項について適切な措置を講じることとする。

- (ア) 熱中症対策（適切な水分・塩分補給及び休憩の確保）
- (イ) 天候の急変時における安全確保
- (ウ) 長時間勤務等による集中力低下に伴う事故の防止
- (エ) 手洗い・うがい等による感染予防の徹底
- (オ) 体調不良時の無理な出勤の防止
- (カ) 貴重品の管理

(9) その他

ア この仕様書に定めのない事項及び航空祭の開催状況に応じた変更事項については、必要の都度、官側と協議して定めるものとする。

イ 契約業者は、この仕様書について疑義が生じた場合、官側を通じて契約担当官に申し出るものとする。

役 務 完 了 届

航空祭駐車場統制及び交通誘導等役務に関し、異状なく完了したことを報告する。

令和 年 月 日

会社名

代表者

印